

山梨県公報

号外第七十号

平成二十七年

十二月十日

木曜日

目次

条 例

○山梨県名誉県民条例……………一

条例のあらまし

○山梨県名誉県民条例(条例第四十五号)(秘書課)

- この条例は、社会の発展に卓越した功績があり、県民が誇りとしてひとしく敬愛する者に対し、山梨県名誉県民(以下「名誉県民」という。)の称号を贈り、これを顕彰することを目的とするものとした。
- 名誉県民は、社会福祉の向上、文化の振興その他の社会の発展に広く貢献した者で、県内に居住し、又は居住していたものうちから、知事が議会の同意を得て選定することとした。
- 名誉県民に山梨県名誉県民称号記及び山梨県名誉県民章を贈るとともに、名誉県民の事績を県公報をもって公表することとした。
- 名誉県民には、規則で定めるところにより、礼遇をすることができることとした。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県名誉県民条例をここに公布する。

平成二十七年十二月十日

山梨県知事

後 藤

斎

山梨県条例第四十五号

山梨県名誉県民条例

(目的)

第一条 この条例は、社会の発展に卓越した功績があり、県民が誇りとしてひとしく敬愛する者に対し、山梨県名誉県民(以下「名誉県民」という。)の称号を贈り、これ

を顕彰することを目的とする。

(選定)

第二条 名誉県民は、社会福祉の向上、文化の振興その他の社会の発展に広く貢献した者で、県内に居住し、又は居住していたものうちから、知事が議会の同意を得て選定する。

(顕彰)

第三条 名誉県民には、山梨県名誉県民称号記及び山梨県名誉県民章を贈る。

2 名誉県民の事績は、県公報をもって公表する。

(礼遇)

第四条 名誉県民には、規則で定めるところにより、礼遇をすることができる。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番